

(ウ) 歩道などの舗装

歩道の舗装は下記の事項によるものとする。

- ① 歩行者、自転車の通行に供する歩道などはすべて舗装するものとし、細粒度アス混合物（歩道用）3cmを標準とする。

注) 歩道などとは、歩道、自転車道、自転車歩行車道など歩行者、自転車の通行に供する部分の総称とする。

- ② 舗装と路盤厚の合計厚は普通区間30cm、大型車が乗り入れする（ガソリンスタンド、倉庫、自動車工場等）縁石低下区間では50cmとし、その構造は図10-10を標準とする。

- ③ 歩道の横断勾配は2%を標準とする。

- ④ 凍上、風化のおそれのない岩盤路床等の場合は、凍上抑制層を除いて下層路盤厚10cmのみとする。

- ⑤ 歩道の景観舗装の選定に当たっては、他の事業との整合性や地域性を考慮し十分検討すること。

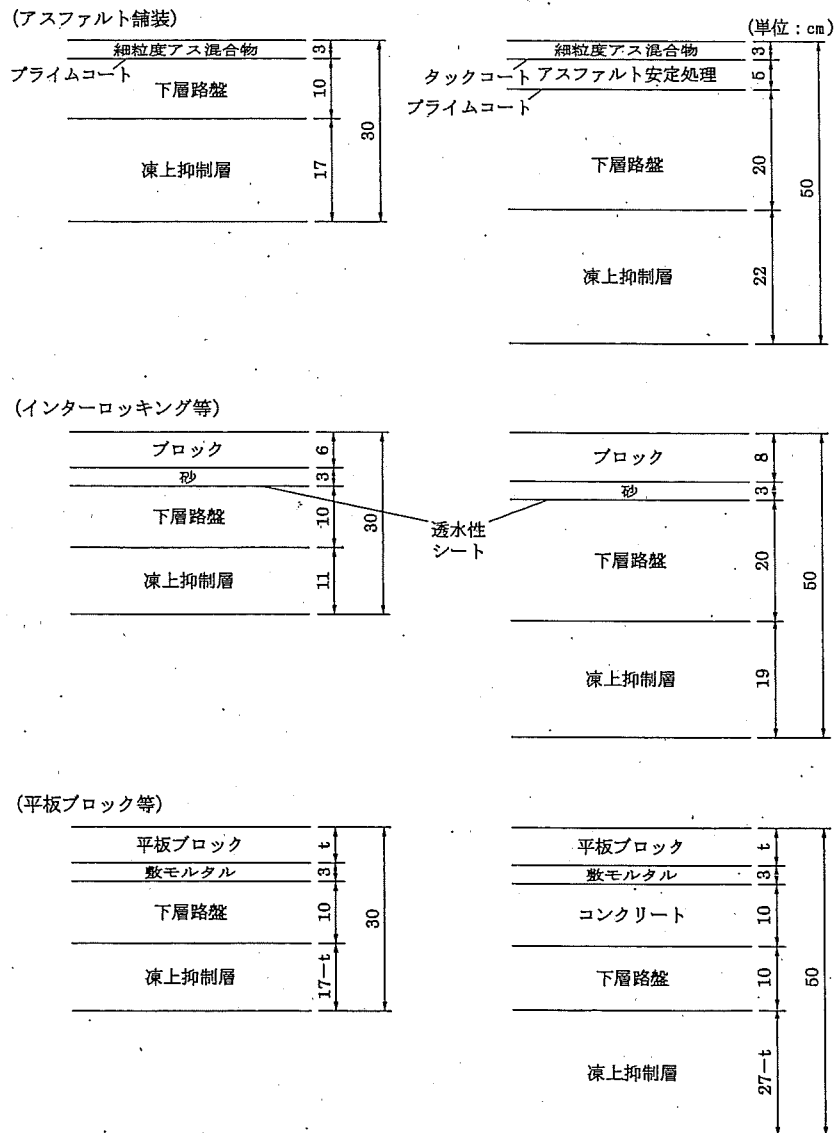
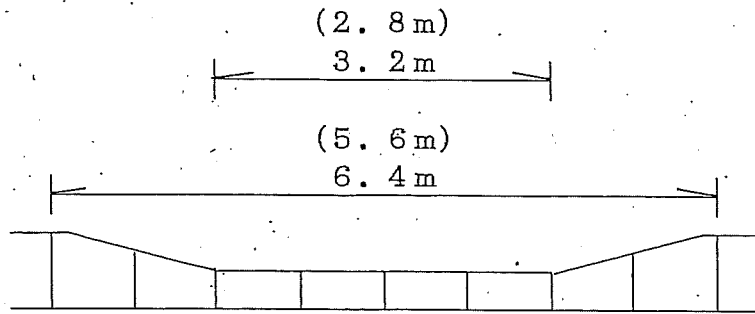


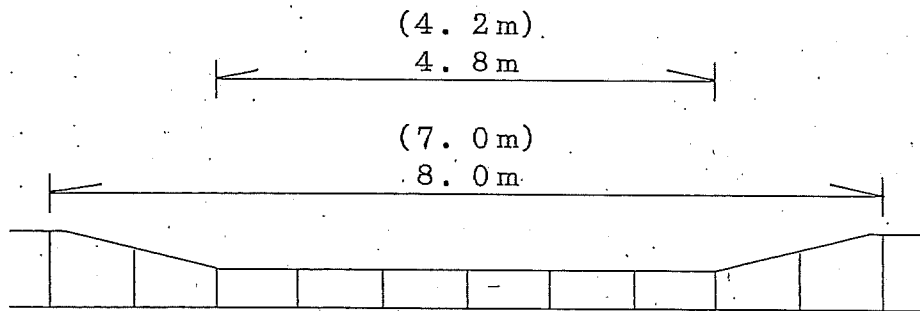
図10-10 歩道の舗装構成

車道用縁石維持工事標準工法

Aタイプ (小型車用)



Bタイプ (大型車用)



Cタイプ (特殊車両用)

